

令和2年第4回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年6月1日（令和2年5月21日告示）

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 議 令和2年6月5日（金） 午前9時30分

散会 午前10時19分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 1 4 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	渡邊 庸子	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
医療政策課長	口羽 正彦	保健課長	土崎 しのぶ	会計課長	上田 康典
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	洲濱 浩敏		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

1 0. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

1 1. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
4 番	和田 文雄	5 番	宮田 博

1 2. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和 2 年第 4 回 邑南町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 2 年 6 月 5 日（金）午前 9 時 30 分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の質疑

議案第 74 号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 75 号 邑南町税条例の一部改正について

議案第 76 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 77 号 邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 78 号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

議案第 79 号 邑南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第 80 号 令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 3 号について

議案第 81 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 82 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 83 号 令和 2 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 84 号 令和 2 年度邑南町水道事業会計補正予算第 1 号について

令和2年第4回 邑南町議会定例会(第2日) 会議録

【令和2年6月5日(金)】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長(山中康樹) おはようございます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。4番、和田議員、5番、宮田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案の質疑

●山中議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより、議案第74号から議案第84号までの質疑を行います。はじめに、議案第74号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●大和議員(大和磨美) 1番。

●山中議長(山中康樹) 1番大和議員。

●大和議員(大和磨美) 今回コロナウイルス感染予防対策ということで、議案の説明に関しては書面が配られて、それを提案理由の説明に代えるということで頂いたんですけども、その中にこの議案第74号の提案理由が詳しく書いてなかったので提案理由をお願いします。

○三上総務課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上総務課長。

○三上総務課長(三上直樹) 議案第74号に関しましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正ということで、町長から申し出のありました新型コロナウイルス感染拡大に伴う、町内飲食宿泊事業者などで厳しい経営が続いている状況を考え、期末手当を受けないゆう意思表示をされたことに伴いまして、それが実現が出来るよう条例の改正を提案させていただいたものでございます。

●大和議員（大和磨美） 1 番。

●山中議長（山中康樹） 1 番。

●大和議員（大和磨美） ということは、心情的な理由ということで解釈してよろしいんでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） はい、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 心情的っていうのは色々捉え方があると思いますんで、そういうような表現よりも、私は敢えて言うなら非常に苦しい経済状況の中で、苦しみを共有すると、こうゆうことであります。それを自ら課すとゆうことで今回提案をさせていただいたとる訳でございます。詳しい説明は5月の臨時議会では述べましたので、それ以上は申し上げませんけども、一言で言うならそういうことであります。

●山中議長（山中康樹） 他にはありませんか。7番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 今回この条例を提案するにあたりまして、報酬審議会、邑南町特別職報酬等審議会の開催しなかった理由を教えてください。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 邑南町特別職の報酬審議会条例の方には、「町長は町議会議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時は、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」という規定がございまして、こちらの方には町長、副町長及び教育長の給料ということで規定がしてございます。この度は手当でございますので必要が無いというふうに判断をさせていただきます。

●山中議長（山中康樹） 7 番。

●大屋議員（大屋光宏） 条例の読み方は多々あるんだと思いますが、給料の額に関する条例ですので一般的な解釈は、その条例ってゆうのは邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を出す場合はってゆうことであって、中身の給料と給与、そこまで厳格に分けたものでは無いんだと思います。他の自治体を見ても、ほぼ同じ条例が作ってあって期末手当改定の時もちゃんと報酬審議会を開いてます。先ほど課長言われたとおり第2条の次のところには、2項として「町長は前項に規定するもののほか特に必要と認める事項に

については審議会の意見を聴くことができる」であって、除外規定よりは必要と思えばどんどん意見を聴きなさいということです。先ほど町長が答えられたようなり、今回苦しみを共有するということで期末手当をカットするというのがどうなのかっていうのを皆さんに聴いて出すっていうのが本来の姿で、それがあれば私たち議員も自分たちは痛みを伴わなくて人の分だけをカットするのか。それが本当に正しいのかっていうのも第三者の意見を聴いて出されたのであれば全く問題はないんですが、そこをなぜ厳密にされたのか。本来は、これ作られたのが平成28年の12月ですので、その時に作った目的はその時の年度の3月に期末手当を改正するために作られたんだと思います。ですので、現在の期末手当は報酬審議会の意見を聴いて作られた期末手当ですんで、それを变えるのであれば報酬審議会にかけなきゃと思います。前回、必要の無いことをされて出したっていうことなのか、敢えて今回そこまで給料と給与をなぜ分けたのか。もう一度教えてください。

●山中議長（山中康樹） 総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 議員ご指摘の、29年の3月議会にこのいわゆる審議会の条例を提案した時の、その審議会に諮問をしている内容につきましては、農業委員会の報酬や非常勤のものの報酬や費用弁償等四つの議題をかけさせていただいております。これは元々邑智郡全体で報酬を審議されていたものが、その町村会での審議が、諮問機関による審議が無くなったということから、邑南町でそういった機関が必要であろうという判断の下に提案をさせていただいたものだというふうに考えております。そういうことでございますので、その中に一つ期末手当の件についてもあったかというふうには思いますけれども、特にじゃあその時になぜかけて今回かけないかということでございますが、事務方といたしましては今回6月の期末手当の減額、受け取らないという町長の思いに対して、それを実現するためにということで、事務方としてそのような判断をさせていただいたものでございます。

●山中議長（山中康樹） 7番。

●大屋議員（大屋光宏） そのような判断というところが、きちっと言葉にしていただけないとわからないんですけど、減額だからとかではなくて元々のはじまりが邑南町の町長職としてふさわしい金額をきちっと町の単独の報酬審議会をもった中で諮るべきであるっていうことではじまったんだと思います。それまで、月額報酬をカットされるのが続いたり色々あったけど、それは本当に正しいのかどうかを第三者に判断してもらわなきゃだっていうことではじまったので、どういう形で報酬を变えるのであればきちっと報酬審議会にかけていただいて判断をして出すべきであって、手続き上も報酬審議会条例にはそうやって書いてあるんだと思います。これは、給料であるから期末手当は関係ないよっていう意味では全くないと思います。前はかけて今回はかけなかったっていう理由も、明確な理由は出てないんだと思います。明らかに手続を一つ飛ばしただけである、町長の思いをきちっと形にするのであれば報酬審議会にかけて意見を聴いて上程するのが一番正しくて、形をするために間を飛ばすっていうことはあり得ない話だと思うんです。報酬審議会に今回かけなかった理由、

かける必要がなかったっていうことをもう少し明確にしてください。

●山中議長（山中康樹） 総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 今回、島根県知事の方も同じように期末手当の減額を提案されているんだろうというふうに承知しております。島根県の方にも確認し、島根県の条例等についても共有をさせていただいたうえで、島根県においても審議会にはかけずに提案をされるというふうに伺いましたので、我々はこれで良いというふうに判断をしてこのやり方でやらせてくださいということで申し上げました。

●大屋議員（大屋光宏） 4回目駄目ですか。

●山中議長（山中康樹） 関係することですよね。

●大屋議員（大屋光宏） ん〜、同じ事。はい。

●山中議長（山中康樹） あ、ええです。最後に。7番。

●大屋議員（大屋光宏） 4回目で最後ですので。先ほどの話は元々人事院勧告とかに基づいてやってきたけれど、そうじゃなくて邑南町独自できちっと判断をすべき、それは人事院の勧告とか他の自治体のやり方を参考にしたうえで判断すべきであるってことで邑南町報酬審議会を作った。県はそこにかけてようがかけてなかろうが、邑南町はどうなんだっていうのはきちっと判断すべきだと思うんです。決して町長が今回下げられるのがいけないとか悪いっていつてるわけじゃないです。やはり、議会としても、議員としても報酬審議会に出されて意見を聴いて出てきたのと、かけずに出てきたのでは判断がすごく違うし、負担感もすごくおっかい訳です。人の給料を減らす話なので。だけど報酬審議会にかけて委員の皆さんが妥当であるとか、しない方が良いよそこまではする必要はないという意見があったとか、もっとこれから厳しくなるかもしれないから先々も含めてどうするかって意見があったとか、そういうのを含めたうえでの判断だと思うんですけど、そのために報酬審議会を作っているのに他の自治体がやってるやってないとか、県がこうだったっていうのは全く話し、参考にならないんだと思います。そのために作った条例なので、今回これを適用しなければこれを廃止するなり意味がない、過去の経緯が全て無駄になる話だと思うんです。説明としては成り立ってないし、明らかに手続き上必要な手続きをとってない、なく出された条例っていう判断になりますけどよろしいですか。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 副町長。

○日高副町長（日高輝和） 失礼します。先程来総務課長の方から説明をさしていただい

ておるとおりでございます。確かに、大屋議員さんおっしゃいますようにこういう審議会にかける必要のある事項ということも確かに考えなければいけなかった事だろうとは思いますが、この条例の条文に照らし合わせて判断をさしてもらったものでございます。確かに、おっしゃいますように他の自体がどうあれ邑南町がどうなのかということはございますので、今後については取り扱いは慎重に行わなければならないとは思っておりますが、今回は条例の条文の基づいて提出さしていただいたものでございますので、問題はないと考えております。

●山中議長（山中康樹） ほかにはないでしょうか。12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） この話はですね、新聞報道またはこの前の臨時会の時に町長のあいさつの中で私たちが聞いたものです。その時の町長のあいさつの中でこの理由としては、町長自身の政治的な考え方ということも述べられております。ですから、邑南町長としてこういう対応をするんでなしに、政治家石橋良治さんとして町民に対する思いを表したいというように私は理解しておったわけです。それでですね、全国的にもあっちこっちでこの同じような件が見受けられるわけですが、それぞれその自治体によって様子が違っております。通常でゆうとまあ町長、副町長、教育長、議会といったそれぞれの責任割合に応じたもので減額されておるところもありますし、この邑南町のように町長単独ということもあります。それから期末手当だけゆうとこもあれば、報酬を何パーセントかカットするゆうとこも色々あるわけですが、この邑南町ではこの度出された案としては町長がひとりでその苦しい町民の苦しみを共有するということで提案されたことですが、ほかの自治体の例を見た時に副町長なり教育長ということもあります。議会としましては、この前の議員全協の時に議会としての対応をどうすべきだろうかいうところは協議はしました。そこでこの度のことにつきまして、副町長あるいは教育長の考え方についてお伺いします。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 副町長。

○日高副町長（日高輝和） はい。確かにおっしゃいますように県内では、または国内様々な自治体で色々な対応をされとることは承知をしておりますし、この度も私あるいは教育長についてもどのようにした対応をしようかということで検討しておりますけれども、近隣の市町の状況等まだ全部がわかっておるわけではありませんで参考にはさせていただいております。まだ、今後どうするかについては対応しなければならない状況にあらうかと思いますが、この度は町長の意向もありましたので私それから教育長についての報酬については、失礼しました期末手当については上程を控えさせていただいた状況でございます。

●山中議長（山中康樹） ほかにはないでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第74号の質疑を終わります。続きまして、議案第75号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹）      ありませんか。

●山中議長（山中康樹）      無いようですので、議案第75号の質疑を終わります。続きまして、議案第76号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）      無いようですので、議案第76号の質疑を終わります。続きまして、議案第77号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）      無いようですので、議案第77号の質疑を終わります。続きまして、議案第78号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）      無いようですので、議案第78号の質疑を終わります。続きまして、議案第79号に対する質疑に入ります前に、本議案につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定によりあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないこととなっております。監査委員の意見については、お手元に配布しておりますとおりでございますのでご覧ください。それでは、議案第79号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹）      12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳）      地方自治法の改正又はほかの会社のほうの法律の改正に基づくものだと思いますが。これを条例が可決した場合、これまではいろいろ多額な賠償責任については議決でその権利を放棄したという事例もほかの自治体であります。このたびの条例がこれが可決された場合はその賠償額そのものが町長に対しては年俸の6倍、それから副町長、教育長は4倍という係数が定められておりますが。これしか請求できないということであって議決等は必要ないと理解してよろしいでしょうか。

●山中議長（山中康樹）      三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹）      本条例の制定につきましては、いわゆる免責の上限を決定をする条例でございますので。それはいわゆるこの事案自体についての損害額等がかわるものではないんだろうというふうに考えております。従いまして、その判断についてどのような議決がされるかどうかということに関しましてこれがあるから議決がないということに

はならないのかなというふうには考えております。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） これは予算とかに関しては議決は必要だと思いますが、そういった事例が起こった場合に請求額がそこで町長の場合6倍以上だと免除するということがあります。その請求額について議決は必要ないかということです。

●山中議長（山中康樹） それではただ今より休憩といたしたいと思います。それでは再開は10時5分とさせていただきます。

—— 午前9時52分 休憩 ——

—— 午前10時5分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。副町長。

○日高副町長（日高輝和） すぐ答えられませんでしたして申し訳ございませんでした。議会に議決についてのご質問でございます。地方自治法の第96条第1項の13号でございますが、損害賠償の額を定めることについては議会の議決が必要でございますので、当然そういうその職員に対する損害賠償の額についてのことも議会の議決を必要であろうというふうに解釈しております。そのうえで今回の条例はその免責額はいくらかというふうに規定をするものでございます。

●山中議長（山中康樹） ほかはありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、議案第79号の質疑を終わります。続きまして、議案第80号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） 7番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 80号の一般補正予算第3号についてですよね。ページの22、23ページの商工費の商工業振興費の邑南町新型コロナウイルス対策事業費です。今回、飲食店等に対して15件分300万円の増額の補正をするもんだと思います。感染症対策について状況が逐一変化しておりますので、その時々に必要な対策っていうのはあるんだと思います。2ヶ月前にこの事業を作った時には、その時はその時でこれは必要なもんだと理解してます。ただ、2ヶ経って今の状況を見ますと、どの事業者も業種問わずに全ての事業者が何らかの感染症対策をしたうえで、売り上げを維持するための方策、新たなサービスなり商品開発をしなければならない状況だと思います。この状況の中で、15件分ほど宿泊飲食

業のみに対して補正を組むというのはいかがなものなのか。同じ事をするのに補助を受けれる業種と受けれない業種が有るっていうのは問題だと思うんですが、混在した状態が6月のこの議決以降は出るっていうことでよろしいですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい。ええっと、ご質問の邑南町新型コロナ、コロナ対策事業ということで、ええまあ前回専決の方でええ予算の方を付けさしていただいとりまして、まあその時に500万の予算を付けさしていただいとりますが、ええ現在ええ25件を予定しとりましたが、27件のええ申し込みがございました。で、その時点で、す、えっと既に15件分の申し込みがあって、今まってる、待ってもらってるという状態でございますので、ええまずはあのそちらの飲食宿泊の方で、ええ待ってる方のええ15件分をええ対応してしたいということで今回の補正予算の方に上程させていただきました。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 7番。

●大屋議員（大屋光宏） 2ヶ月前は、特に飲食店等に対してお客さんが来なくなる、または県外とか他方面とか来られても感染症のリスク高い、まあ影響が飲食業宿泊業に対してはすごく大きいということで組んだんだと思います。確かに今待っておられる方もあるかもしれませんが、同じ状態は他の業種にも広がっていることを考えれば、これから先補助を受けて同じ事をできるところとできないところが出るとあれば、対象業種を拡大してほぼ全ての業種にするなり若しくはこの状態でも宿泊飲食業のみを支援しなきゃいけないんだよという明確な理由がないと現場は混乱すると思うんですが、対象業種を拡大することはできないんですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい、ええ確かに、あのこの状況にありますと他業種の方にも影響が出てると思いますが、やはりええと飲食業宿泊事業者が一番のええ甚大な被害はええ認識しております。また、町外からの感染防止をふく、考えましても、飲食業宿泊業者かろ、の事業に関しましてはええたくさんの町外からのええ方が来られるということで、まずはええそこに対してええ感染予防していきたいというふうに考えております。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 7番。

●大屋議員（大屋光宏） 3回目ですので。2ヶ月前はそのとおりであって、その必要がすごく高かったんだと思います。で、まだそれを対応されていない飲食店があるのでそれをしなきゃいけないのかもしれないですけど、同じ状況は他の業種も広がっているんであれば補正で追加をするっていうよりは、対象も広げたくて追加の予算を組まなければ今の状況に対応していないんだと思います。飲食店のみに対してのみ今回補正をするってことはなかなか認めがたいのかな。他業種まで含めて広げるから補正をするっていうことであれば今の状況に対応してると思うんです。補助事業でこれだけ現場の状況が変わってる中で、2ヶ月前の状況で同じように補正をして増額するっていうのは難しいと思うんですけど、飲食業以外の方に対しては今後何らかの支援が考えてあるのか。もうそれは対応しないっていう事でやるのか。そこを明確にしてください。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、まずは町の思いとしましては待たれている飲食宿泊業者の方へ優先して、ええ15件の補正を組まさせていただきたいというふうに考えております。ええそれ以降確かにほかの業種にもええ被害があるということは認識上しております。ええそれ以降ですね、島根県のほうでも邑南町と同じようなええ飲食宿泊業をモデルとしたような事業が出ております。まあそれはですね、他業種にも広げるようになっておりますので、まあ今後ですねそういった県の事業をくかくめ、あの加味しながら事業の方をええ検討していきたいというふうに考えております。以上となります。

●山中議長（山中康樹） ほかにはないでしょうか。

●平野議員（平野一成） はい、3番。

●山中議長（山中康樹） 3番、平野議員。

●平野議員（平野一成） 今の同じ所で質問さしてもらいますけれども、先の町長の報告の中で、5月29日現在でたしか27件の申請があるというふうにあったと思いますけれども、本日も先ほど27件という話をされました。で、15件分は申し込みがあるというふうに言われたと思いますけれども、それは間違いないでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 現在聞いているところではええ15件分というところですが、まあというふうにおも考えています。

●平野議員（平野一成） はい。

●山中議長（山中康樹） 3番。

●平野議員（平野一成） 5月29日時点から今日までに申請された方が変わっていないことは、そのあとの方についてはどういう状況になっとなるのか教えていただければと思います。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい、えっと27件については既に申請をいただいております。で、残りの15件分は今商工会やええ町の方で設置をしておりますお金の相談窓口でええ相談を受けているええ数を想定しておりますが、まあそれが申請になるかどうか対象になるかはまだええ把握してない状況です。以上となります。

●山中議長（山中康樹） ほかにはないでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） 議案の74号に関連するわけですが、この度の町長の期末手当の返上について、この度の補正予算の中にも当然、補正予算案の中にも当然それは加味してあるかと思いますが、探してみるところで給与費の明細書では明確にあこに出てくるわけですが、ほかの歳入、歳入はないでしょうが歳出面等で特段これがこの事業に充てるんだというところがありましたら、どこにあるのかゆう事を教えてください。減額と歳出の項目と。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 町長の期末手当の減額につきましては、予算書の事項別明細書の8ページ9ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の右のページでございますが、3節の職員手当と377万6,000円がございます。ほかの一般職員の給与などで増額がありますので、町長の減額144万円を引いたあとの額がこの377万6,000円となっております。以上です。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） この減額が、町長の気持ちとしては町民の苦しい状況に寄り添うということでした。ほかの自治体の例を見ますと、それを具体的にコロナの何々の事業に充てますとかいうような事を出されとる自治体もありますが、この度のこの補正については歳出面でコロナの対策費のどっかに当てはめるということは歳出の方ではありませんか。

●山中議長（山中康樹） 財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 町長の期末手当につきましては、一般財源の減少という歳出上の扱いをいたしております。歳入との調整につきましては、財政調整基金の繰り入れを減額して歳入とのバランスをとっております。

●山中議長（山中康樹） 12番。

●亀山議員（亀山和巳） もういつぺん聞きますが、この141万円ゆうものを歳出の方でこの度は上げてはないという理解をしてよろしいでしょうか。

●山中議長（山中康樹） 財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 減額の144万円につきましては、特別財源を充当しているものではございませんし、一般財源の取り扱いといたしております。ほかに、これに代わる事業を予算計上するということはいたしておりません。以上です。

●山中議長（山中康樹） 9番、日野原議員。

●日野原議員（日野原利郎） 先ほどの商工費のコロナウイルス対策事業の300万の件で、これは質問ではございませんでご検討いただきたいということで、私の気持ちを申させていただきます。先の500万と今回300万ということで、各事業者一日も早く以前のような営業活動ができるように我々も願っておるわけですが、これだけ感染症対策ということで補助金を出して対策をやっていただいとるんで、どうですかテレビ等でも報道あるんですが、うちの店はこういった対策をしてますよとゆうことで来客者に非常に安心して店に入っただけ。そういったなんかの試みが必要ではないか。ただ感染症対策で補助金を出してやりました。何をしたんですかということなんで、ある程度その辺も含めて各店舗でそういった発信をして、ゼスチャーをしてお客さんにどうぞ来てくださいと、ゆうようにやるべきではないかと思うんですが、その辺のことを今後ご検討いただきたいとゆうように思います。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい、あの今補助金をええ受けられた方に事業者方に対し、対しましては、ええお店の前にええ感染予防やっておりますということのええ看板なりええそういったものをええ作ってください貼ってくださいということで既に貼っていたようなええ飲食店もございます。ええ更にですねええそういった感染予防対策やっているということをですね、ええ来られた方に安心していただけるようにええ補助金をええ支給する場合は、あの事業者の方をお願いをしていきたいとゆうふうに努めていきたいと思

います。以上となります。

●山中議長（山中康樹） その他、議案第80号には質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） はい。無いようでございますので、議案第80号の質疑を終わります。続きまして、議案第81号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第81号の質疑を終わります。続きまして、議案第82号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第82号の質疑を終わります。続きまして、議案第83号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第83号の質疑を終わります。続きまして、議案第84号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第84号の質疑を終わります。以上で、議案第74号から議案第84号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午前10時19分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員